

障害児通所支援事業の適正な運営について

- (1) 障害児通所支援事業者の指定取消事案の発生について(通知)
- (2) 障害児通所支援事業等における「実務経験(見込)証明書」の様式変更について
- (3) 自己評価結果公表について
- (4) 障害児通所支援事業における利用定員超過の取り扱いについて
- (5) 中核市に所在する指定事務申請等の取扱いについて
- (6) 施設・事業所等におけるインフルエンザ等感染症対策の徹底について

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局
障害福祉課 障害施設整備班

障害児通所支援事業者の指定取消事案の発生について

【資料5ページ】

- ①利用者が通所していないにもかかわらず、支援記録等を改ざんしてサービスの提供を行ったとして関連報酬の不正請求
- ②勤務実態のない児童発達支援管理責任者を配置しているとして変更届等を行うとともに、関連報酬を不正請求
- ③上記①及び②に係る監査実施の翌々日に突然事業所を閉鎖し、利用者の事業所への期待を全く無視した「指定障害児事業者は、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない」とする児童福祉法第21条の5の17第3項違反

障害児通所支援事業者の指定取消事案の発生について

【資料5ページ】

- 1 変更届・・・(変更から)十日以内に、届け出
- 2 廃止届・・・廃止又は休止の日の一月前までに届出
・休止届
- 3 適正な勤務体制によるサービス提供
雇用関係手続きや記録(出勤簿など)を適正に行う
- 4 提供したサービス内容をその都度、具体的に記録
- 5 適正な報酬請求、会計処理
- 6 苦情処理対応、身体拘束の禁止、虐待等の禁止
- 7 安全確保 及び 事故等発生時の市町への報告

障害児通所支援事業者の指定取消事案の発生について

【資料6ページ】

- ①偽造した実務経験証明書を添付して、新規指定を受けたこと、及び関連する変更届を提出
- ②人員基準違反
- ③行うべきサービス提供職員欠如減算及び児童発達管理責任者欠如減算を意図的に行わず、不正請求したこと

「実務経験（見込）証明書」の変更

【7, 8ページ】

【変更内容】

(1) 証明担当者氏名・担当電話番号の欄の追加

証明内容の確認を行うのに使用するため、必ず記載してもらってください。

(2) (本人確認欄)

証明内容について、本人の確認及び本人への確認をとるのに使用します。

【対象】

本通知以降は、変更後の様式を使用して届出等をお願いします。

(ただし、既に提出済のものについては、差替え不要です。)

実務経験証明書については、一度提出したとしても加算届・変更届等、届出の提出ごとに再添付が必要ですのでご注意ください。

自己評価結果公表

【9, 10ページ】

1 対象となる支援

児童発達支援（医療型児童発達支援は除く）
放課後等デイサービス

2 報告期限 : 平成31年3月31日（日）

※早めに報告してください。

ただし、平成30年10月1日以降の指定サービス事業所においては、必ず指定日から6か月以内に自己評価等の公表を行い、報告を行ってください。

指定日以降6か月間は減算しませんが、猶予期間を超えた場合は当該月から減算の適用となります。

（例：H31.1.1に放課後等デイ指定 H31.6.30までは減算なし）

自己評価結果公表

【9, 10ページ】

3 減算の適用期間及び適用範囲：

- 期間 平成31年4月1日以降で、「報告がされていない月」
から「当該状態が解消されるに至った月まで」、
- 範囲 利用児童全員について15%の減算を適用。

（例：平成31年4月中に報告したとしても、4月利用分は減算になります。）

★公表・報告していないにも関わらず、通常請求すると国保連エラーとなります。★

自己評価結果公表

【9, 10ページ】

4 報告先

(1) 平成31年3月31日まで

兵庫県

(2) 平成31年4月1日から

・中核市(尼崎市・西宮市・明石市・姫路市)内事業所

⇒ 各中核市

・中核市以外に所在の事業所 ⇒ 兵庫県

注) 報告先を間違えたら、報告したことになりません!!!

自己評価結果公表

【9, 10ページ】

5 報告方法

(1) 兵庫県への報告方法

下記指定URLから入力 ※メール報告ではありません。

●指定URL(入力用フォームへのリンク)●

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1535618518318>

(2) 中核市への報告方法：各中核市へお問い合わせください。

※ 平成31年3月31日までに県に報告いただいた事業所の分は、4月上旬に所管の中核市に引き継ぎます。

自己評価結果公表

【参照30、31ページ】

●指定URL(入力用フォームへのリンク)●

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1535618518318>

自己評価結果公表

【参照30、31ページ】

- 自己評価結果公表入力フォーム●
 - ・ 変更、訂正したい場合も、再度入力してください。

【参照22～29ページ】

- 自己評価結果公表事業所一覧（障害児通所支援事業所）
平成31年1月21日（12:00）現在●

現在、約50%の登録

不測の事態に備えて、早めの公表・報告をしてください。

利用定員超過の取り扱い

【11, 12ページ】

●原則● が 変わったわけではない！（重要）

1つめの○ が、大原則。

3つめの○ が、とるべき対応。

それを踏まえた上での例外的なもので、

質問1 ○保護者の都合で、当日急きょ受け入れ
する場合のみ、認める。

利用定員超過の取り扱い

【12ページ】

質問1 ○保護者の都合で、当日急きょ受け入れ
する場合のみ、認める。



【兵庫県独自ルール】

特例措置

- ・月平均の利用定員を10名以内とする調整をすれば、利用定員を遵守したものとみなす。

利用定員超過の取り扱い

【12ページ】

質問2 定員超過の場合の職員配置



【国ルール】

定員超過で受け入れた日については、

人員基準に加えて1名を加配する必要がある。

(基準配置の2名のみでは、受入不可)

利用定員超過の取り扱い

【12ページ】

質問3 定員超過の場合の児童指導員加配加算



【国ルール】

加配加算の職員 ⇒ 人員基準の職員になる。
(常勤換算+1.0) ⇒ (加算の対象外)

※基準配置上の3名必要のため

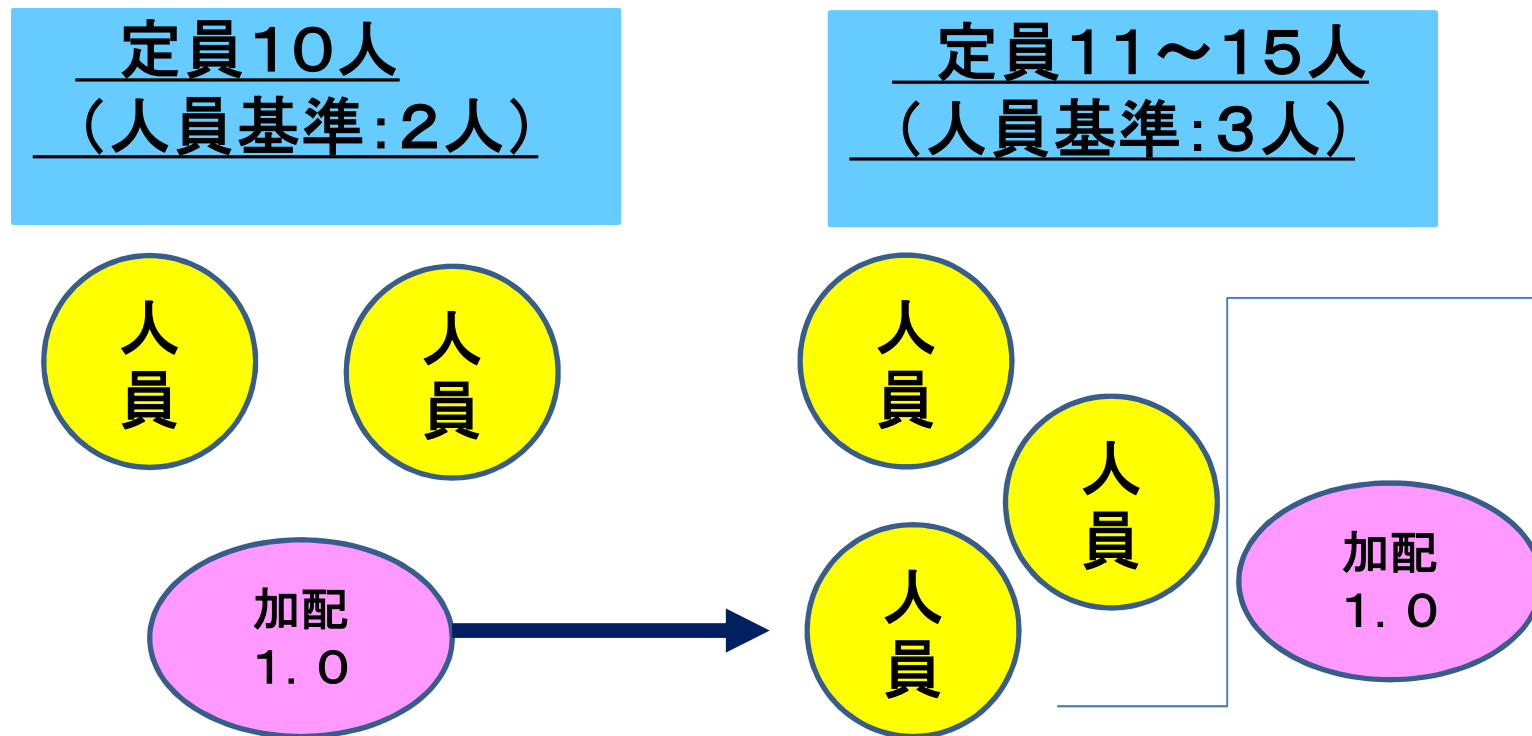
定員超過が生じた月の児童指導員加配加算は
算定不可となる。

(月単位の算定のため。日割りではない。)

利用定員超過の取り扱い

【12ページ】

質問3 定員超過の場合の児童指導員加配加算



中核市への権限移譲

【13～15ページ】

尼崎市・西宮市・明石市・姫路市 内の事業所

届出内容、時期、届出先 要確認！！

特に「加算」や「自己評価公表」は、報酬に影響！

インフルエンザ等感染症対策の徹底

【16ページ】

「インフルエンザ施設内感染症予防の手引き」

(事故等発生時 対応)

市町に報告 が必要

※様式は、兵庫県ホームページ

「障害福祉サービス・障害者支援」

学校閉鎖・学級閉鎖 ⇒ 休業日扱い となる！！

放課後等デイサービスの基本報酬における休業日

具体的には以下のことを指す。

○学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日

●公立学校：国民の祝日、日曜日及び土曜日
教育委員会が定める日

●私立学校：当該学校の学則で定める日

○学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

※学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合は、休業日の取り扱い対象外

1. 指定基準等の見直しについて

(1) 障害児支援等の経験者の配置

① 児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し

実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化

② 人員配置基準の見直し

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者※」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置(既存の児童発達支援事業所は平成31年3月31日までの経過措置あり)

※2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

(2) 児童発達支援又は放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表義務付け

○ 運営基準において、児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付け

○ 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

※未公表の場合、公表がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について所定単位数の15%を減算

2. その他の対応について

(1) 情報公表の先行実施【平成30年10月～】

事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容(タイムスケジュール等)、BS(貸借対照表)やPL(損益計算書)などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のHP等で公表に努めるこ

と

児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、児童発達支援管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

